

(6) 緊急の住宅確保

【20190223】公営住宅等の空室提供

○各都府県による提供

公営住宅を提供した都府県（23 都府県）

宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県

○UR 賃貸住宅による提供

- ・ 一時的な避難場所として住める UR 賃貸住宅が提供された。

表 住宅提供の概要

| | |
|---------------|--|
| 対象者 (申込資格) | 令和元年台風第 19 号により、住宅が全壊、半壊、一部損壊等の損害を受け、現に居住が困難となり、罹災証明書を提出できる方（見込みの方を含む） |
| 家賃等 | 家賃、共益費、敷金及び駐車場料金は無償（連帯保証人不要） |
| 入居期間 | 6 か月間 |

（出典）都市再生機構「令和元年台風第 19 号に関するお知らせ」より

【20190224】応急仮設住宅の建設（長野市）

- ・ 長野市では、住宅が被災した市民を対象に「建設型仮設住宅」の入居者を募集した。

表 募集概要

| | |
|------------|---|
| 対象者 | 被災時において、長野市に居住していた方で、次の 1～4 の全てに該当する方 1. 次の要件のいずれかを満たす方 ア 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない方 イ 半壊(大規模半壊を含む)であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ウ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方 2. 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない方 3. 災害救助法に基づく借上型仮設住宅、住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方 4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない方 |
| 入居期間 | 入居日から令和 3 年 11 月 30 日 |
| 家賃 | 無料 |
| 入居者が負担するもの | 光熱水費、自治会費、入居者の過失による修繕費等 |

（出典）長野市「台風 19 号により住宅が被災した市民を対象とした「建設型仮設住宅」の随時募集について」より

表 建設型応急住宅の概要

| 名称 | 1K (6 坪) 1 人以上 | 2DK (9 坪) 2 人以上 | 3K・3DK (12 坪) 3 人以上 | 1LDK (11 坪) 3 人以上 | 戸数 |
|----------------------------|-------------------|--------------------|------------------------|----------------------|-----|
| 上松東仮設団地 (木造) | 6 | 20 | 6 | | 32 |
| 若槻団地運動広場仮設団地 (木造) | 5 | 15 | 3 | | 23 |
| 昭和の森公園仮設団地 (プレハブ造) | 9 | 27 | 9 | | 45 |
| 駒沢新町第 2 仮設団地 (トレーラーハウス) | | | | 15 | 15 |
| 合計 | 20 | 62 | 18 | 15 | 115 |

（出典）令和元年 11 月 13 日付け長野市 HP

「台風 19 号により住宅が被災した市民対象の建設型仮設住宅について」

【20190225】賃貸型応急住宅（みなし仮設）の提供

- ・ 台風第 19 号では、住宅被害を受けられた方に対して、災害救助法に基づき応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業（賃貸型応急住宅の供与）が開始された。
- ・ 賃貸型応急住宅を提供した自治体は以下のとおり。
岩手県、宮城県、仙台市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、相模原市、長野県

【20190226】応急仮設住宅の再利用（山田町）

- ・ 山田町では、東日本大震災で整備した仮設住宅（旧タブの木荘）を、台風第 19 号の被災者のための仮設住宅として再使用を行った。通常であれば、東日本大震災の復興交付金により整備を行った仮設住宅を、台風第 19 号に適用することはないが、本件では、当該仮設住宅で生活していた方が、再度台風第 19 号でも被災したため、再提供することとした。
- ・ 既存の仮設住宅を再使用することとした理由は、当該被災者にとって、仕様の異なる新しい仮設住宅に住むよりも、以前に住んでいた住宅の方が安心して過ごすことができるという住民の意向を重視したからである。
- ・ 仮設住宅は築後の経年劣化が進んでいたため修繕する必要があったため、山田町で修繕を行い、建築技師による調査及び確認を経て住宅として居住することは問題ないことを確認した上で、供給を行った。
- ・ 実際に使用した期間は約 1 年程度であり、既に撤去工事が完了している。



図 住民へ提供した旧タブの木荘

（出典）山田町都市計画課

【20190227】宿泊施設の提供

- ・ 台風第 19 号では、被災された方に対して、災害救助法に基づき福島県、千葉県、長野県においてホテル・旅館等が提供された。

○福島県

- ・ 福島県は、ホテル・旅館への二次避難について、令和元年 10 月 18 日に検討を開始した。
- ・ 10 月 25 日には要配慮者の受入を開始し、10 月 28 日には要配慮者以外の受入を開始した。

○千葉県

- ・ 令和元年台風第 15 号による停電の際に、千葉県は千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合と「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結していた。それに基づき、避難所として活用可能な施設情報の提供を行った。

○長野県

- ・ 避難者が心身の健康を損なわないように、2泊を限度として、ホテル、旅館へ二次的に避難しリフレッシュする制度を設けた。
- ・ 避難所が開設されている期間中、13 箇所のホテル、旅館に延べ 575 名の避難者が利用した。

【20190228】災害救助法適用対象外町村の応急修理（長野県）

- ・ 長野県では、災害救助法適用対象外における町村の半壊及び一部損壊（損害割合 10%以上 20%未満）世帯に対し、災害救助法と同等の補助が受けられるよう信州被災者生活再建支援制度を構築。県と市町村が 1/2 ずつ負担し、応急修理を実施した。
- ・ 半壊の場合は 1 世帯当たり最大で 59.5 万円分、一部損壊（損害割合 10%以上 20%未満）の場合は 1 世帯当たり最大で 30 万円分の応急修理が可能である。

(7) 恒久住宅の供給・再建

【20190229】 災害公営住宅の整備（長野市）

- ・ 長野市は、被災した美濃和田団地敷地内に災害公営住宅を整備した。
- ・ 鉄筋コンクリート造4階建てで、1DK、2DK、2LDK、3DKの各間取り全73戸。
- ・ 台風第19号で発生した規模の災害があった場合に床上浸水とならないよう、1階床の高さを2.2m程度かさ上げした。
- ・ 空室があれば、災害発生から3年後にあたる令和4年からは被災者以外も入居可能とした。

(8) 被災者への経済的支援

【20190230】被災者生活支援特別給付金（福島県）

- 福島県は、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨等の災害により住宅被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法の適用対象とならない半壊及び床上浸水の世帯に対し、特別給付金を給付することで、被災した方々の日常生活の再建を支援した。

表 被災者生活支援特別給付金の概要

| | |
|------|---|
| 対象世帯 | 台風第19号等により住家被害を受けた世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯。 (1)半壊世帯(その居住する住宅が半壊した世帯) (2)床上浸水世帯(その居住する住宅が床上浸水した世帯で半壊に至らない世帯) |
| 支給額 | 支給額は、県分と市町村分の合計額となる。 ・県分：1世帯当たり10万円(市町村を通じて支給される。) ・市町村分：独自の支援制度(災害見舞金等を含む)により支給される。 |

(出典) 福島県「台風第19号等に係る被災者生活支援特別給付金について」より

【20190231】信州被災者生活再建支援制度（長野県）

- 国の被災者生活再建支援制度の対象とらない半壊世帯や一部損壊世帯に対し、長野県と市町村が共同して独自に以下の支援を実施した。

① 信州被災者生活再建支援制度

住宅が半壊した世帯へ50万円を支給した。(単身世帯は37.5万円)
支給実績：1,955件(支給率97.4%)

② 災害見舞金

住宅が床上浸水した世帯へ10万円を支給した。
支給実績：252件(支給率97.3%)

③ 被災者支援ガイドブック

被災市町村が被災者に対して支援制度を紹介するための基礎となる被災者支援ガイドブックを作成し、被災者へ支援メニューを周知した。

④ 家電製品等の支給及びあっせん

住家が半壊以上又は床上浸水の判定を受けた住民税非課税世帯又は生活保護世帯へ家電製品を支給した。

また、イオンリテール株式会社と県が連携し、全国で初めて生活に必要な家財(家電製品や生活用品など約90品目)について、被災者限定価格で購入できるカタログを作成・配付した。

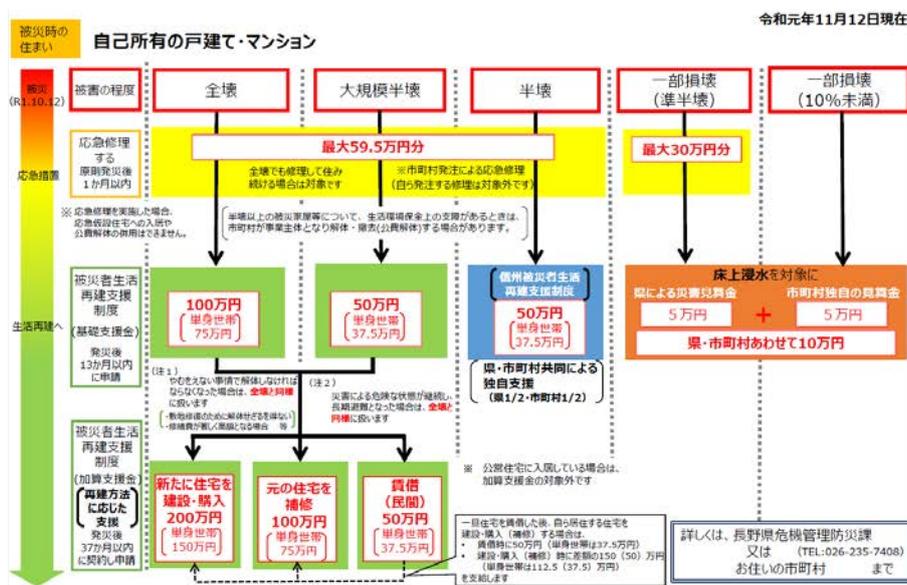


図 令和元年東日本台風災害による被災者の生活再建のための支援の概要

(出典) 長野県「令和元年東日本台風災害復旧・復興方針」より

【20190232】被災者生活再建支援金支給補助（岩手県）

- 被災者生活再建支援法が適用されなかった市町村や、半壊・床上浸水世帯に対して、県独自の支給補助制度を設けた。

表 被災者生活再建支援金支給補助の概要

| | |
|--|-------------------------------|
| 全壊、全壊相当・大規模半壊の場合 (被災者生活再建支援法が適用された市町村を除く) | 国の被災者生活再建支援制度に基づく支援金と同額を補助 |
| 半壊の場合 | 上限額：複数世帯 20 万円（単数世帯の場合 15 万円） |
| 床上浸水世帯の場合 | 上限額：複数世帯 5 万円（単数世帯 3.75 万円） |

(出典) 岩手県「被災者生活再建支援金支給補助(令和元年台風第 19 号関係)」より

【20190233】被災者生活再建支援制度の拡充（常陸大宮市）

- 国等の支援制度として支給する被災者生活再建支援金に加えて、住家被害判定「半壊」及び「一部損壊」の世帯に対する支援を拡充するため、市独自制度として台風第 19 号特例分を創設した。

表 支援内容（常陸大宮市独自制度拡充分）

| 支援制度/被災区分 | | 半壊 | 一部損壊 |
|-------------------|-------|-------|------|
| 基礎支援金 ※複数世帯の場合 | 県補助制度 | 25 万円 | — |
| | 市独自制度 | 25 万円 | 5 万円 |
| 合計 | | 50 万円 | 5 万円 |

※単数世帯は複数世帯の 3/4 の支給金額。

ただし、「一部損壊」については、世帯人数にかかわらず一律 5 万円の支給となる。

(出典) 常陸大宮市「台風 19 号特例 被災者生活再建支援制度の拡充（市独自支援制度）について」より

【20190234】災害支援金（川崎市）

- 川崎市では、市内区域において被災者生活再建支援制度の対象とならない住宅・住戸への浸水被害が多く発生し、市民の生活基盤を揺るがす事態が生じた。そのため、浸水被害に対する川崎市独自支援策として災害支援金の支給を実施した。

表 令和元年台風第 19 号災害支援金の概要

| | |
|-------|--|
| 支給対象者 | 浸水した住宅（店舗併用住宅を含む）・住戸に居住する世帯の世帯主 |
| 支援金額 | 30 万円 |
| 支給要件 | り災証明書により、住宅・住戸への浸水被害が確認でき、被災者生活再建支援制度の対象とならないこと。 |

(出典) 川崎市「令和元年台風第 19 号災害支援金について」より

(9) 公共土木施設等の災害復旧

【20190235】排水能力の向上（丸森町）

- 町中心部にあっては、内水処理を行う排水機能場の能力を超える水が流入したことで、広範囲にわたり浸水し、町内各所においても道路等の冠水が発生したことから、排水機能の強化を図ることとしている。
- 具体的には、町中心部の浸水対策として、新たな排水機能場の整備に加え、阿武隈川へ直接放流するための、直接放流管の整備を行っていく。また、町内各所の道路などの冠水対策として、可搬式排水ポンプを8台導入した。

【20190236】地下調節池の整備（事前対策）（東京都）

- 令和元年台風第19号の際、神田川・環状七号線地下調節池*で洪水を貯留し、都内における水害の未然防止に大きな効果を発揮した。具体的には、大雨により河川の水位が、環状七号線地下調節池の取水を開始する設定水位に達したことから、調節池への取水を開始し、洪水の流入・貯留を行った。
*水害が多発した神田川中流域の水害に対する安全度を早期に向上させるため、環状七号線の道路下に延長4.5km、内径12.5mのトンネルを建設し、神田川、善福寺川及び妙正寺川の洪水約54万m³を貯留する施設。
- 近年では時間あたり50mmを超える集中豪雨などが増加していることから、中小河川の目標整備水準を区部では時間あたり75mm、多摩部では時間あたり65mm（いずれも年超過確率1/20のレベルに相当）引き上げ、これまでの護岸整備に加え、新たな調節池等の整備を進めるなど優先度を考慮しながら水害対策を図っている。



図 神田川・環状七号線地下調節池の施設概要

(出典) 東京都建設局河川部

【20190237】河川法に基づく直轄代行による河川復旧

① 信濃川水系

- 長野県管理区間の信濃川水系千曲川及び夜間瀬川では、台風第19号の記録的な大雨により広範囲で河川管理施設が被災した。東御市のほか5か所において、被災箇所が長大にわたるなど、大規模な被災が発生した。
- 長野県知事からの要請を受け、国土交通省は令和元年10月20日より権限代行により災害復旧工事を実施した。
- 国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手することとなった。
 - 事業費：約1,768億円（災害復旧：約586億円、改良復旧：約1,183億円）
 - ハード対策
 - 河道掘削、遊水地、堤防整備
 - ソフト対策
 - 田んぼダムなどの雨水貯留機能確保
 - マイ・タイムライン策定推進 等



図 被災状況と復旧状況

(出典)「近年の災害と今後の水災害対策について 国土交通省」より



図 権限代行による復旧工事箇所及び被災状況

(出典)「権限代行により長野県管理河川の大規模被災箇所の復旧を国が実施 国土交通省 報道発表資料」より

② 阿武隈川水系

- ・ 阿武隈川流域全域にわたり平均 253mm の雨が激しく降り、戦後最大であった昭和 61 年 (8.5 洪水) や、平成の大改修の契機となった平成 10 年 (8.27 洪水) を上回る雨量が観測された。
- ・ 宮城県では丸森町のほか 18 か所で堤防が決壊し、国土交通省は令和元年 10 月 23 日より権限代行により災害復旧工事を実施した。
- ・ 福島県では郡山市のほか 16 か所で堤防が決壊し、国土交通省は令和元年 10 月 26 日より権限代行により災害復旧工事を実施した。
- ・ 国・都県・市区町村が連携し、今後概ね 5～10 年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手することとなった。
 - 事業費：約 1,840 億円 (災害復旧：約 542 億円、改良復旧；約 1,298 億円)
 - ハード対策
 - 河道掘削、遊水地、堤防整備
 - ソフト対策
 - 支川に危機管理型水位計及びカメラの設置
 - 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等



図 被災状況と復旧状況（宮城県）

（出典）「近年の災害と今後の水災害対策について 国土交通省」より

【20190238】防災講座の開催（事前対策）（宮古市）

- 宮古市では、自主防災組織と消防団が主体的に判断し、自主的に車で近くの住民等と乗り合いをして雨が降る前に避難を実施した。家屋の全壊が生じた地域であったが、住民の身体への被害は無かった。
- 宮古市では、住民の災害に対する自主防災意識強化を目的として、災害知識についての防災講座を実施している。地域の災害文化を聞き取ったり、参考になるような災害事例を講座の際に共有し、住民の災害に対する意識付けを行っている。講座を通して、住民が「助けてもらう側」という認識ではなく、当事者意識を持って災害時に対応を行えるように啓発活動を行っている。住民による自主避難は、この講座による成果と捉えられる。



図 防災講座を行っている様子

（出典）岩手県宮古市危機管理課

【20190239】送迎避難による初動対応（田野畑村）

- 事前の気象情報によって、12日夜から13日未明に大雨による災害の警戒レベルが4～5の状態になることが予測されていた。このことを踏まえ、田野畑村では、住民の安全を守るためには明るい時間帯に避難を完了する必要があると判断した。防災行政無線で、村が所有するバス（運営は民間会社）の運行時間を住民へ周知し、12日13時00分と15時00分の2回に分けて村内6地区へ8台のバスを運行した。「送迎避難」として村民を迎えに行き、避難場所まで送り届ける対応を行った。
- 結果として、高齢者や自分自身で移動手段を確保できない人も、広域避難所へ避難することができた。（最終的に79名の住民が避難）

○事前の送迎避難訓練

- ・ 年1回開催している田野畑村総合防災訓練では、「送迎避難訓練」を実施しており、11年前に発生した東日本大震災時にも送迎避難を実施している。
- ・ 田野畑村は、高齢化率が40%以上と高いことから、災害の発生のおそれがある場合等の地域住民の送迎避難に対するニーズが高くなっている。

【20190240】自治会長を中心とした避難の呼びかけ（普代村）

- ・ 普代村では、台風第19号における洪水によって、全124棟（全壊1棟、大規模半壊6棟、半壊34棟、準半壊6棟、半壊に至らない77棟）が被害にあった。このような被害にもかかわらず、怪我等身体に対する犠牲を出さずに済んだ。この要因として、地域コミュニティの繋がりの強さが挙げられる。
- ・ 普代村では普段から住民間のコミュニケーションが密接であり、災害発生時には、消防団を中心として避難の呼びかけを実行していた。特に、被害報告の面で、消防団が中心となり村内の被害報告が順次行われ、早期の復旧対応につながった。また、近所同士など複数世帯での避難も多く見られ、住民間の避難の呼びかけが活発におこなわれた。

【20190241】防災対策の相互協力（丸森町）

- ・ 丸森町は、大規模氾濫時には、長期間で、広範囲かつ非常に深い浸水の発生が想定されており、町で指定した避難所が活用できない可能性があった。このため、「名取川・阿武隈川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会」のメンバーであり、隣接する4市町（角田市・丸森町・亘理町・山元町）は、対応検討を行っていた。
- ・ 平成30年3月には、これら4市町の間で「大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定」を締結し、災害発生時には指定緊急避難場所の相互利用を行うことなどが取り決められた。
- ・ 本協定に基づき、丸森町は山元町の企業敷地を避難所として指定している。阿武隈川が氾濫した場合、避難場所が不足することから、町内での新たな避難場所の確保に加え、隣町の山元町にある企業と協定を締結し、広域避難による避難場所の確保に努めた。
- ・ また、この協定を契機に、丸森町の洪水、山元町の津波と災害種別が異なる部分から、地区間の相互協力による避難者受入れの協定も結ばれた。

【20190242】広域避難の実施（境町）

- ・ 利根川が氾濫した場合、町内の面積の95%が浸水域の境町にとって、「災害発生前の早い時期に自らの避難先へ避難する。」という避難の基本的な構想のもと、避難先を確保できない町民等のため、浸水域外の避難所（場所）を確保することは最重要課題となっていた。
- ・ 境町の地形的な特性を考慮して、平成28年に茨城県立坂東総合高等学校（坂東市：役場から約6km）と、平成29年に茨城県立総和工業高等学校（古河市：役場から約6.5km）と「洪水災害時における境町民の町外広域避難に関する覚書」を締結し、「浸水想定区域外の広域避難所」を確保していた。
- ・ 台風第19号においては、72年振りの利根川氾濫の危機に接し、初めて広域避難を経験した。幸いにも氾濫は免れたものの、その後の住民アンケート（回答率75%）では、町全体の避難率は44%（避難指示対象地区では66%）にあたる約7,100人が避難し、そのうち避難者の83%である約5,900人が広域避難し、さらに自らの避難先へ自主避難したのは53%にあたる約3,100人となった。

○広域避難のための意識改革、事前準備、リーダーシップが機能

- ・ アンケート結果に見られるように「自らの命は自ら守る」という住民の「当事者意識」が非常に重要であり、これは一朝一夕には変えられるものではない。町民が率先し、町として機会を捉え、意識改革に努めてきた。特に、広域避難訓練のため、月に一度を基準として行政区長を始め、関係機関、避難所等、広域避難実現に向けての事前準備として意識統一が図られていた。
- ・ また、移動手段を持たない町民、要配慮者の移動手段として、所要のバスを迅速に確保・輸送する事を目的として、茨城県バス協会貸切バス委員会県西支部との間で「要配慮者などの広域避難時の移動手段確保のための災害協定」を発災1週間前に締結していた。この協定により、大・中・小の計500台の運用が可能となった。
- ・ 今回の台風を経験し、町長の躊躇ない決心により全町挙げて広域避難へ一気に向かうことができたことが一番大きい。正にトップの意思決定がいかに重要で、危機管理の基本「トップダウン」であることを再認識できた。また、避難先の坂東市、古河市の理解・協力を得て初めて実現し得たものである。



県西支部会長 沢木観光社長との協定締結



台風19号における避難者輸送

図 茨城県バス協会貸切バス委員会県西支部との災害協定締結の様子

(出典) 茨城県境町役場 危機管理部防災安全課

○水害避難タワーの整備

- ・ 境町は、利根川が氾濫した場合、国のシミュレーションでは、手を尽くしても500人程度の逃げ遅れ者がでるとされている。更に、平成27年9月の関東・東北豪雨災害時は、50年に1度と言われる大規模な内水氾濫に見舞われ、特に役場周辺の町の人口密集地が孤立したことを教訓として、水害時、防災の拠点となる役場庁舎西側に、逃げ遅れ者等のため緊急時の一時的な避難場所として、全国初の水害避難タワーを建設した。(都市防災推進事業を活用)
- ・ 利根川氾濫時の最大浸水深(役場庁舎で約7.15m)にも耐えうる施設で、緊急時に約200人、3階部で接続した役場庁舎と併せれば、一時的に約1,000人の逃げ遅れた被災者が避難することができる。また、2階部分(高さ約10m)に水没しない備蓄倉庫を設置し、屋上をレスキューポイントとして設定し、予備発電機をタワーに併設することにより、緊急時の電源を確保している。

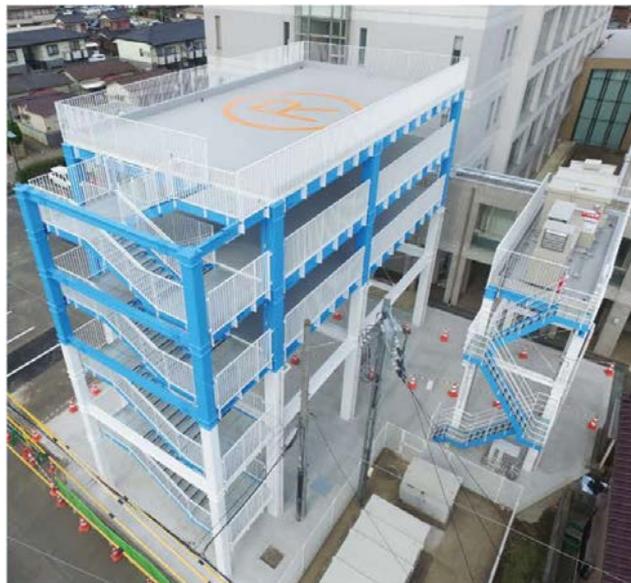


図 境町水害避難タワー

(出典) 茨城県境町「水害避難タワーパンフレット」より

【20190243】ハザードマップを利用した避難意識の醸成(長野市)

- ・ 千曲川が決壊により被災した地区(長沼地区、豊野地区など)地区の避難率は約82%と高い水準となっている。これらの被災地区では、ハザードマップを事前確認した人の割合が約87%となっており、自宅の浸水の深さを知っている人の割合は約41%となっていた。(いずれも「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 情報提供検討部会による調査」による結果)
- ・ 長野市役所職員が各地区に出向き、令和元年夏に改訂、全戸配布したハザードマップについて説明を実施したことが高い避難率等につながったものと考えられる。また、長沼地区及び豊野地区は防災意識が元々高かったことも、高い避難率に繋がった要因と考えられる。

(10) 安全な市街地・公共施設整備

【20190244】地域特性を活かした避難経路の確保（事前対策）（宮古市）

- 宮古市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、山間部の地域では、行政が把握し切れていない地域特性や避難経路等の情報収集が必要であり、現地に精通した地域住民からの情報を集約することが重要であるとの認識があった。
- 地域住民から得られた情報を元に、未舗装のまま利用されていた避難経路について、手すりの設置や道路整備等を行い、避難経路としての機能性を強化している。

【20190245】阿武隈川緊急治水対策プロジェクト（国・宮城県・福島県）

- 台風第19号により、阿武隈川水系阿武隈川では、堤防決壊、越水、溢水により事業所、家屋等の浸水等、甚大な被害が発生した。また、阿武隈川本川の水位上昇に伴い、支川の氾濫や内水被害等、甚大な被害が発生した。
- この災害に対して、関係機関が連携し取りまとめた「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ、国・県が連携し、築堤、河道掘削、遊水地整備等の治水対策を概ね10年（事業期間：令和元年度～10年度）で実施する。
- 大きく3つの取り組みを実施し、浸水被害の軽減、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指す。
 - 被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】
 - 地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】
 - 減災に向けたさらなる取り組みの推進【ソフト施策】
- なお、宮城県管理区間の阿武隈川水系内川、五福谷川及び新川（丸森町）については令和2年1月30日の宮城県知事からの要請を受け、国が権限代行により治水対策を進めた。



図 阿武隈川緊急治水プロジェクト

(出典) 国土交通省「台風第19号で甚大な被害が発生した7水系において『緊急治水対策プロジェクト』に着手します」より

【20190246】吉田川・新たな水害に強いまちづくりプロジェクト（国・宮城県）

- 台風第19号により、鳴瀬川水系吉田川では、堤防決壊、越水、溢水により事業所、家屋等の浸水等、甚大な被害が発生した。
- この災害に対して、関係機関が連携し取りまとめた「吉田川・新たな水害に強いまちづくりプロジェクト」を踏まえ、国・県が連携し、築堤、河道掘削等の治水対策を概ね5年（事業期間：令和元年度～6年度）で実施する。
- 大きく3つの取り組みを実施し、より水害に強いまちづくりを目指す。
 - 被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】
 - 地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】
 - 減災に向けたさらなる取り組みの推進【ソフト施策】



図 吉田川・新たな水害に強いまちづくりプロジェクト

(出典) 国土交通省「台風第19号で甚大な被害が発生した7水系において『緊急治水対策プロジェクト』に着手します」より

【20190247】入間川流域緊急治水対策プロジェクト (国・埼玉県)

- ・ 台風第19号により甚大な被害が発生した入間川流域において、関係機関が連携し取りまとめた「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ、河道掘削、堤防整備、遊水地整備等の治水対策を概ね5年(事業期間：令和元年度～令和6年度)で実施する。
- ・ 大きく2つの取り組みを実施し、社会経済被害の最小化を目指す。
 - ① 多重防御治水の推進【河道・流域における対策】
 - ② 減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

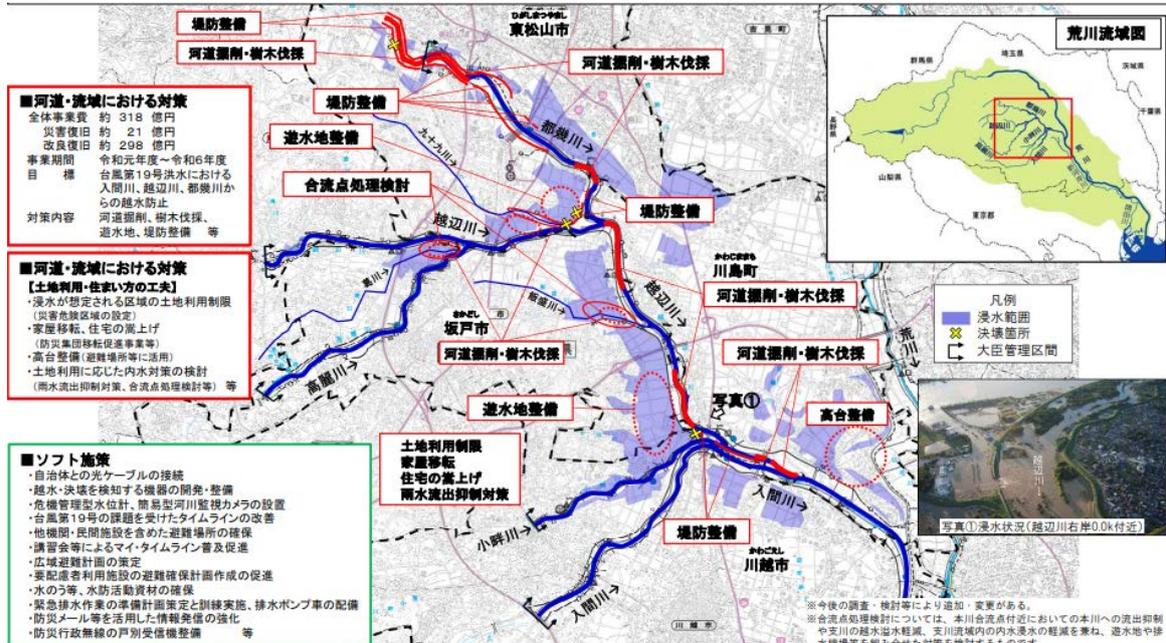


図 入間川流域緊急治水対策プロジェクト

(出典) 国土交通省「台風第19号で甚大な被害が発生した7水系において『緊急治水対策プロジェクト』に着手します」より

【20190248】那珂川緊急治水対策プロジェクト（国・茨城県・栃木県）

- ・ 台風第19号により甚大な被害が発生した那珂川水系において、関係機関が連携し取りまとめた「那珂川緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ、河道掘削、堤防整備、遊水地整備等の治水対策を概ね5年(事業期間：令和元年度～令和6年度)で実施する。
- ・ 大きく2つの取り組みを実施し、社会経済被害の最小化を目指す。
 - ① 多重防御治水の推進【河道・流域における対策】
 - ② 減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】



図 那珂川緊急治水対策プロジェクト

(出典) 国土交通省「台風第19号で甚大な被害が発生した7水系において『緊急治水対策プロジェクト』に着手します」より

【20190249】久慈川緊急治水対策プロジェクト（国・茨城県）

- ・ 台風第19号により甚大な被害が発生した久慈川水系において、関係機関が連携し取りまとめた「久慈川緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ、河道掘削、堤防整備、遊水地整備等の治水対策を概ね5年(令和元年度～令和6年度)で実施する。
- ・ 大きく2つの取り組みを実施し、社会経済被害の最小化を目指す。
 - ① 多重防御治水の推進【河道・流域における対策】
 - ② 減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】
- ・ なお、久慈川水系の県管理区間(常陸太田市、常陸大宮市、大子町)では、国が権限代行により河道掘削、堤防整備等の治水対策を進める。



図 久慈川緊急治水対策プロジェクト

(出典) 国土交通省「台風第19号で甚大な被害が発生した7水系において『緊急治水対策プロジェクト』に着手します」より

【20190250】多摩川緊急治水対策プロジェクト（国・東京都・神奈川県）

- ・ 台風第 19 号により甚大な被害が発生した多摩川において、関係機関が連携し取りまとめた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ、河道掘削、堤防整備、遊水地整備等の治水対策を概ね 5 年（事業期間：令和元年度～令和 6 年度）で実施する。
- ・ 大きく 3 つの取り組みを実施し、社会経済被害の最小化を目指す。
 - ① 被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】
 - ② 地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】
 - ③ 減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

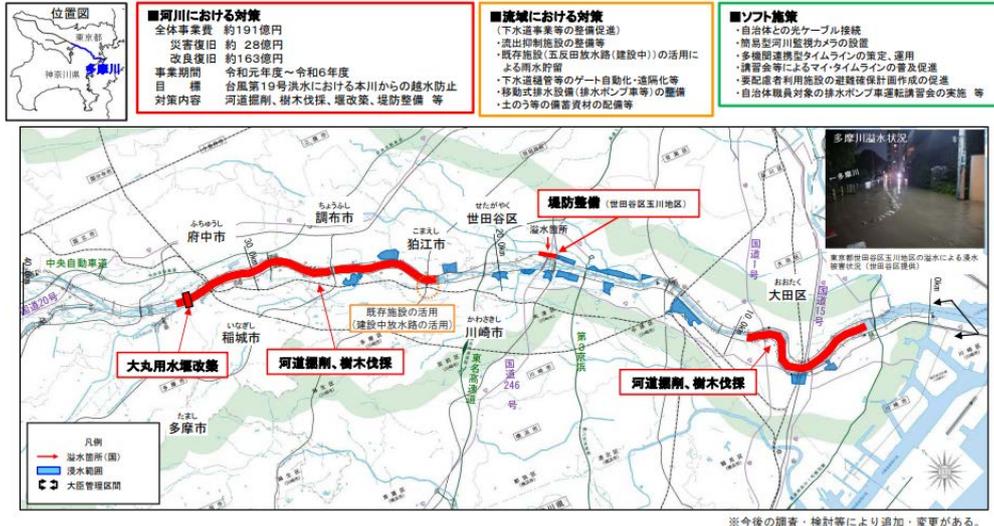


図 多摩川緊急治水対策プロジェクト

(出典) 国土交通省「台風第 19 号で甚大な被害が発生した 7 水系において『緊急治水対策プロジェクト』に着手します」より

【20190251】信濃川水系緊急治水対策プロジェクト（国・新潟県・長野県）

- ・ 台風第 19 号により甚大な被害が発生した信濃川水系において、関係機関が連携し取りまとめた「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ、流域内の関係機関が連携し、河川整備によるハード対策と地域連携によるソフト対策を一体的かつ緊急的な対策を進める。（事業期間：令和元年度～令和 9 年度）
- ・ 大きく 3 つの取り組みを実施し、「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。
 - ① 被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】
 - ② 地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】
 - ③ 減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】



図 信濃川水系緊急治水対策プロジェクト

(出典) 国土交通省「台風第 19 号で甚大な被害が発生した 7 水系において『緊急治水対策プロジェクト』に着手します」より

【20190252】移転促進支援事業の実施（郡山市）

- 郡山市は、令和元年台風第 19 号により被害を受けた方の生活の再建及びより安全な居住環境への誘導促進を図るため、居住促進区域内に転居する方に対し、補助金を交付した。

表 移転促進支援事業の概要

| | |
|-------------|--|
| 補助対象者 | 次の項目全てを満たす方が対象。 <ul style="list-style-type: none">令和元年台風第 19 号で半壊以上の被害を受けた方都市再生特別措置法第 81 条の規定により策定した「郡山市立地適正化計画における居住促進区域内」に家屋を新築又は購入し、転居した方市税等の滞納をしていない方市暴力団排除条例に規定する若しくは密接な関係にない方 |
| 補助対象となる事業内容 | 市が定めた居住促進区域内に転居するための家屋の新築又は購入 ※ただし、令和元年台風第 19 号で浸水した地域は除く。 |
| 補助対象経費等 | 家屋の新築又は購入に要する経費の 2 分の 1 以内の額とし、1 件あたり 20 万円。 なお、交付の方法は実績（精算）払いとする。 |
| 事業期間 | 令和 2 年 2 月 12 日から令和 4 年 3 月 31 日まで |

（出典）郡山市「令和元年台風 19 号による被災者に対する移転促進支援事業について」より

(11) 都市基盤施設の復興

【20190253】大規模災害からの復興に関する法律（大規模災害復興法）に基づく直轄代行による道路・河川復旧

表 大規模災害復興法に基づく直轄代行一覧

| 災害名 | 代行箇所 | 代行者 |
|------------|------------------|--------|
| 令和元年台風第19号 | 国道349号 | 国土交通大臣 |
| | 国道289号 | 〃 |
| | 国道144号 | 〃 |
| | 国道361号 | 〃 |
| | 国道413号 | 〃 |
| | 市道白鳥神社線 | 〃 |
| | 阿武隈川水系内川、五福谷川、新川 | 〃 |
| | 久慈川 | 〃 |

① 大規模災害復興法に基づく直轄代行：国道 349 号

- ・ 国道 349 号は、台風第 19 号により法面崩壊や路肩決壊などの被害（29 箇所）を受け、宮城県伊具郡丸森町耕野不動～館矢間山田間の約 14km の区間が全面通行止めとなった。
- ・ 丸森町耕野不動～大張川張間の約 8 km の区間は特に被害が大きく、また国道 349 号が抱えている課題も大きいことから、宮城県からの要請により国土交通省の権限代行により災害復旧事業を実施した。
- ・ 交通安全性、土砂災害等に対する安全性、異常気象時の道路冠水の課題があったため、山側への別ルートを整備した。別ルートは、山地部をトンネルで整備し、平地部は橋梁・盛土により高台へ整備することで安全安心なルートを確認した。
- ・ 令和 3 年 3 月 24 日に現道の復旧工事が完了した。



図 被災・現道復旧状況

(出典)「国道 349 号 丸森地区 災害復旧事業 国土交通省 宮城南部復興事務所」より

② 大規模災害復興法に基づく直轄代行：国道 289 号

- ・ 福島県いわき市田人町内の国道 289 号は、山側からの土砂崩落等の被害(約 800m、堆積土砂約 4,000 m³)を受け、通行止めとなった。
- ・ 災害復旧にあたっては、国土交通省、林野庁、福島県との連携した復旧が必要であり、以下の災害復旧方針で復旧工事が進められた。
 1. 国土交通省:国道 289 号の仮設道路による応急復旧工事
 2. 林野庁・福島県農林水産部:崩壊地の山地災害復旧工事
- ・ 土砂撤去・大型土のうの設置など緊急自動車等の交通の確保、仮設道路の設置による一般車両の交通確保及び、待受擁壁の設置等による本復旧について、令和 3 年 3 月 31 日に完了した。

表 対応状況

| | |
|-----------------|---|
| 令和元年 10 月 25 日 | 福島県から国へ要望 |
| 令和元年 10 月 29 日 | 国直轄権限代行の実施決定及び着手 |
| 令和元年 12 月 20 日 | 緊急車両の通行を開始 |
| 令和 2 年 3 月 31 日 | 一般車両の通行を開始 |
| 令和 2 年 4 月～ | 崩壊地の山地災害復旧工事着手 【林野庁・福島県】溪流へのダム設置、 法面保護工 |
| 令和 3 年 2 月 8 日 | 本線へ交通切り替え |
| 令和 3 年 3 月 31 日 | 国直轄権限代行事業完了 |

(出典)「令和元年東日本台風関連災害復旧、防災・減災対策 福島県土木部」より

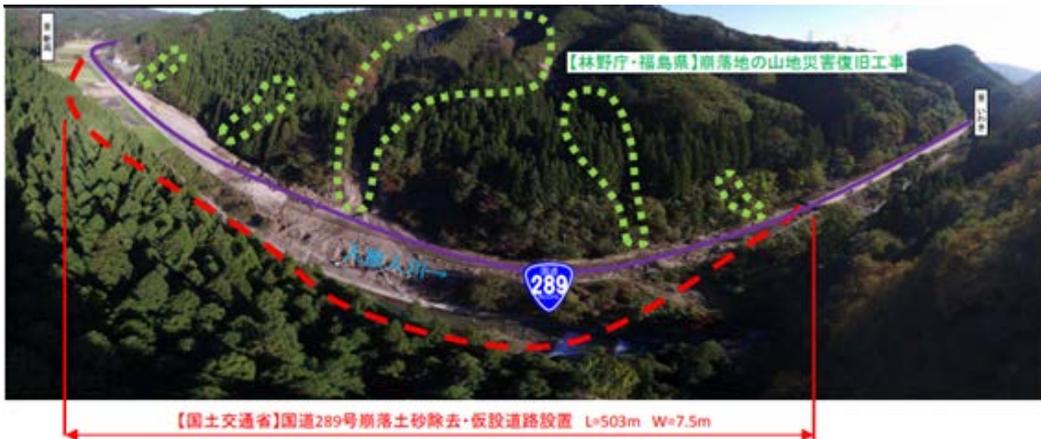


図 被災箇所全景・関係機関による災害復旧方針

(出典)「令和元年度台風災害及び東日本大震災からの復旧・復興に向けた関東森林管理局の取組 林野庁 関東森林管理局」より



図 被災状況及び応急復旧作業の状況

(出典)「令和元年度台風災害及び東日本大震災からの復旧・復興に向けた関東森林管理局の取組 林

野庁 関東森林管理局」より

③ 大規模災害復興法に基づく直轄代行：国道 144 号

- ・ 国道 144 号鳴岩橋が落橋し、その周辺道路も被害を受け、全面通行止めとなった。
- ・ 国道 144 号鳴岩橋については、国が県に代わり代行して復旧工事を行うこととなり、11 月 8 日から現地着手し、復旧工事を進めた。
- ・ 令和元年 12 月 26 日に緊急迂回路が開通。これにより、群馬県嬭恋村長井川原地区から嬭恋村中心部へ向かう場合に必要だった大きな迂回は解消されることから、地域の利便性の回復が図られるとともに、群馬県が進める復旧工事の導線が確保された。
- ・ 令和 2 年 5 月 8 日に仮橋による迂回路へ交通を切り替え。出水期・台風等の大雨の時期の安全な交通確保のため、仮橋による迂回路を整備した。
- ・ 令和 3 年 8 月 10 日には、災害復旧工事を行っていた国道 144 号の全面通行止めが解除された。



図 位置図

(出典)「国道 144 号嬭恋村鳴岩橋権限代行事業について 高崎河川国道事務所」より



図 被災状況

(出典)『大規模災害からの復興に関する法律』に基づく道路の直轄権限代行による災害復旧事業 道路行政セミナー 2020.5』より

④ 大規模災害復興法に基づく直轄代行：国道 361 号

- ・ 国道 361 号権兵衛峠道路(長野県管理)において、権兵衛トンネル伊那側坑口付近で 10 月 20 日に道路崩壊が発生し全面通行止めとなった。
- ・ 権兵衛峠道路は伊那地域と木曾地域を結ぶ重要な路線のため、早期の復旧が求められたが、被災箇所は急峻な地形を擁し早期の復旧には高度な技術力が必要とされた。
- ・ 長野県からの要請により直轄権限代行として災害復旧事業を実施した。
- ・ 被災から約 2 か月後の令和元年 12 月 19 日に応急復旧工事が完了し、権兵衛峠道路は片側 1 車線による通行を再開した。
- ・ 被災から約 1 年の令和 2 年 10 月 8 日に 2 車線を確保する工事が完了し、権兵衛峠道路は 2 車線による通行へ移行した。また、2 車線による通行へ切り替わった後、橋台前の斜面復旧として複合補強土壁を施工、壁体全面の崖錐層には法枠工を施工し、令和 3 年 3 月 26 日をもって権限代行による災害復旧事業を完了した。



図 位置図

(出典) 国土交通省道路局『『大規模災害からの復興に関する法律』に基づく道路の直轄権限代行による災害復旧事業に着手』より

⑤ 大規模災害復興法に基づく直轄代行：国道 413 号

- ・ 台風第 19 号の影響により、相模原市緑区で 10 月 10 日から 13 日までの総雨量が 877mm に達した。国道 413 号においても、神奈川県相模原市緑区青野原から同区青根間延長約 5.9km において全面通行止めとなった。
- ・ 特に同区間のうち境沢橋手前と湯口沢橋手前の 2 か所では大規模な道路崩落が発生し、通行止め解除には大がかりな復旧工事が必要だった。
- ・ 当該路線は令和 2 年 7 月に開催を予定していた 2020 東京オリンピックの自転車ロードレースコースの一部となっていたため、早期の復旧が望まれた。
- ・ 相模原市長の要請を受け、大規模な道路崩落の被害を受けた 2 か所を含む延長約 1.3km について国土交通省が直轄権限代行をすることになり、相武国道事務所が復旧工事を実施した。
- ・ 復旧工法として、地質調査や工期など総合的に検討した結果、盛土工法に決定した。
- ・ 令和元年 12 月 26 日に無事通行止めを解除することができ、年内通行規制解除の目標を達成した。

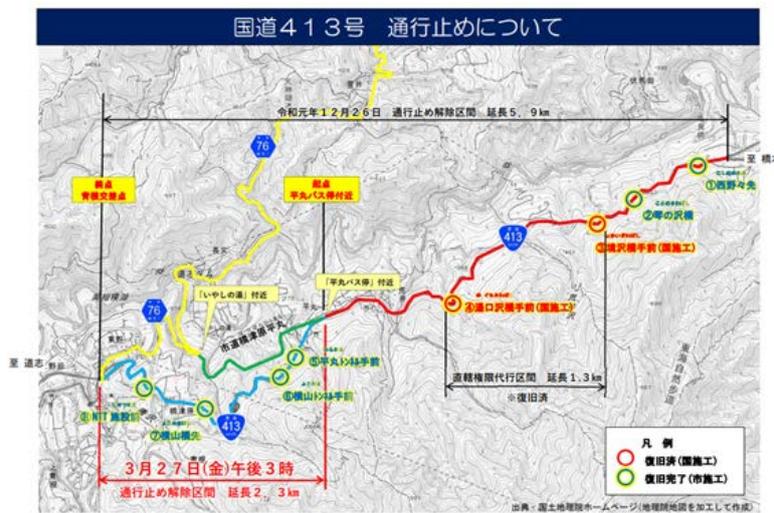


図 通行止め状況

(出典) 「国道 413 号通行止め区間の解除について 相模原市発表資料」より



図 被災状況と復旧状況

(出典) 『大規模災害からの復興に関する法律』に基づく道路の直轄権限代行による災害復旧事業 道路行政セミナー 2020.5』より

⑥ 大規模災害復興法に基づく直轄代行：市道白鳥神社線

- ・ 令和元年台風第19号の記録的な大雨に伴って、長野県東御市本海野地先では、信濃川水系千曲川（長野県管理区間）の護岸崩壊により、東御市道白鳥神社線の海野宿橋の流出、橋台崩落や道路の崩落が発生し、早急な災害復旧が急務となっていた。
- ・ 東御市長からの要請を受け、国土交通省が直轄権限代行をすることになり、復旧工事を実施した。
- ・ 令和元年11月14日、しなの鉄道を跨ぐ海野宿橋の橋脚及びび法面保護等の応急対策工事が完了した。
- ・ 令和4年3月1日、復旧工事が完了し開通した。



図 位置図

(出典) 国土交通省道路局『『大規模災害からの復興に関する法律』に基づく道路の直轄権限代行による災害復旧事業に着手』より

⑦ 阿武隈川水系内川、五福谷川、新川

- ・ 阿武隈川流域全域にわたり平均253mmの雨が激しく降り、戦後最大であった昭和61年（8.5洪水）や平成の大改修の契機となった平成10年（8.27洪水）を上回る雨量が観測された。
- ・ 宮城県では丸森町のほか18か所で堤防が決壊し、令和元年10月23日より国の権限代行により災害復旧工事を実施した。
- ・ 福島県では郡山市のほか16か所で堤防が決壊し、令和元年10月26日より国の権限代行により災害復旧工事を実施した。
- ・ 国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手することとなった。
 - 事業費：約1,840億円（災害復旧：約542億円、改良復旧：約1,298億円）
 - ハード対策
 - ◇ 河道掘削、遊水地、堤防整備
 - ソフト対策
 - ◇ 支川に危機管理型水位計及びカメラの設置
 - ◇ 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等



図 被災状況と復旧状況（宮城県）

(出典) 「近年の災害と今後の水災害対策について 国土交通省」より

⑧ 久慈川

- ・ 茨城県が管理する常陸大宮市や大子町の久慈川は、台風第19号の記録的な大雨によって328haが浸水し、家屋744戸が浸水被害を受けたほか、河岸侵食・護岸崩壊など施設被害が発生するなど、激甚な被害を受けた。
- ・ 令和2年1月30日に県知事から、県管理区間の久慈川で再度災害を防止するための特定災害復旧等河川工事を権限代行で国が施行するよう要請し、国が権限代行により河道掘削、堤防整備等の治水対策を進めることとなった。
- ・ 久慈川の県管理区間は、常陸大宮市の辰ノ口から福島県境までの約42km。このうち、権限代行で復旧工事と改良工事を行うのは常陸大宮市と大子町の被害を受けた17工区の、延長約18kmとなる。

久慈川水系 権限代行による堤防復旧箇所及び被災状況



図 堤防復旧箇所及び被災状況

(出典) 国土交通省 水管理局・国土保全局「権限代行により茨城県管理河川の堤防決壊箇所の復旧を国が緊急的に実施」より

【20190254】土のうによる第2防護ラインの構築（横浜市）

- ・ 令和元年9月9日、東京湾を通過した台風第15号（房総半島台風）に伴う高波で、横浜港金沢地区の護岸のパラペットが約830mにわたり倒壊し、越波により背後の工業団地に浸水被害が発生した。
- ・ このため、港湾管理者である横浜市は、9月11日から応急復旧としてパラペット倒壊箇所に土のう約4,500個を製作・設置する応急復旧に着手し、9月27日に設置を完了した。
- ・ しかし、台風第19号が東京湾に接近しつつあったことから、10月10日・11日の2日間で、第1防護ラインとなる応急復旧箇所の更に陸側に土のう約1,700個を設置し、第2防護ラインを構築した。
- ・ この結果、10月12日に台風第19号が最接近した際には、応急復旧としてパラペット倒壊箇所に設置した土のうの一部が飛散したものの、第2防護ラインで浸水を防止することができた。



図 横浜港での土のう設置状況

（出典）国土交通省港湾局「港湾における高潮・高波被害軽減のための土のう設置事例集」より

(12) 中小企業の再建

【20190255】中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

- ・ 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」は、台風第19号等により甚大な被害を受けた地域（宮城県、福島県、栃木県及び長野県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の4分の3（うち国が2分の1、県が4分の1）または2分の1（うち国が3分の1、県が6分の1）等を補助する。
- ・ 宮城県、福島県、栃木県は、令和元年11月29日より復興事業計画及び交付申請の公募を開始し、長野県は令和元年12月18日より公募を開始した。
- ・ 令和4年3月末時点で以下のとおり交付決定が行われている。

表 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 交付決定状況（令和4年3月末時点）

| 交付決定日 | 宮城県 | 福島県 | 栃木県 | 長野県 | 合計 |
|------------|------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 2020/1/24 | 2グループ2者 4,166万円 | 5グループ7者 8,924万円 | | | 7グループ9者 1億3,090万円 |
| 2020/2/14 | | | 1グループ2者 764万円 | | 1グループ2者 764万円 |
| 2020/2/28 | 6グループ22者 9億728万円 | 20グループ84者 15億6,779万円 | 6グループ11者 2億8,633万円 | 11グループ17者 2億541万円 | 43グループ134者 29億6,682万円 |
| 2020/4/3 | 9グループ44者 7億8,398万円 | 23グループ111者 18億1,115万円 | | | 32グループ155者 25億9,512万円 |
| 2020/4/7 | | | 10グループ21者 2億4,820万円 | | 10グループ21者 2億4,820万円 |
| 2020/4/28 | | | 13グループ32者 5億5,304万円 | 3グループ3者 6,324万円 | 16グループ35者 6億1,628万円 |
| 2020/5/29 | 10グループ21者 4億7,491万円 | 31グループ115者 20億5,382万円 | 6グループ8者 2億584万円 | 11グループ26者 2億230万円 | 58グループ170者 29億3,688万円 |
| 2020/6/26 | 5グループ13者 4億4,115万円 | 24グループ81者 13億1,061万円 | 10グループ18者 3億6,724万円 | 15グループ46者 14億2,173万円 | 54グループ158者 35億4,072万円 |
| 2020/7/31 | 3グループ4者 3,346万円 | 14グループ29者 4億3,603万円 | 8グループ9者 8,579万円 | 9グループ21者 2億921万円 | 34グループ63者 7億6,449万円 |
| 2020/8/28 | 3グループ8者 9,748万円 | 12グループ26者 7億4,397万円 | 6グループ19者 1億4,913万円 | 11グループ12者 20億1,080万円 | 31グループ71者 42億6,234万円 |
| 2020/9/30 | 5グループ7者 6億7,296万円 | 8グループ20者 14億9,412万円 | 4グループ9者 1億1,283万円 | 14グループ35者 19億8,244万円 | 31グループ71者 42億6,234万円 |
| 2020/10/28 | 4グループ7者 3億4,439万円 | 13グループ30者 7億476万円 | 7グループ16者 15億3,120万円 | 18グループ49者 5億8,618万円 | 42グループ102者 31億6,654万円 |
| 2020/11/27 | 9グループ13者 5,603万円 | 14グループ28者 5億5,777万円 | 10グループ37者 2億9,532万円 | 18グループ54者 22億3,339万円 | 51グループ132者 31億4,251万円 |
| 2020/12/25 | | 17グループ44者 8億761万円 | 1グループ1者 3,749万円 | 19グループ56者 22億2,734万円 | 37グループ101者 30億7,243万円 |
| 2021/1/29 | | 8グループ11者 6億3,861万円 | | | 8グループ11者 6億3,861万円 |

(出典) 経済産業省ニュースリリースより

【20190256】 商店街災害復旧等事業（商店街にぎわい創出事業）

- ・ 令和元年台風第 19 号によって被害を受けた地域の商店街等において、商店街等組織が単独で若しくは複数で又は民間事業者と連携して実施するにぎわい創出のための事業の経費の一部を補助することにより、商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的として、商店街にぎわい創出事業が実施されている。
- ・ 先行締切り分は 17 件の事業を、通常締切り分は 62 件の事業を採択した。

表 商店街災害復旧等事業（商店街にぎわい創出事業）の概要

| | |
|--------------|--|
| 補助対象者 | 1. 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県内の商店街等組織 2. 1 と民間事業者の連携体 |
| 補助率 | ①特に被害が大きい宮城県、福島県、栃木県及び長野県に所在する商店街等：定額補助（10 分の 10） ②①以外の都県（岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）に所在する商店街等 （ア）直接的被害（注）のある商店街等：定額補助（10 分の 10） （イ）（ア）以外の商店街等：補助対象経費の 3 分の 2 以内 |
| 補助上限額及び補助下限額 | 1 商店街等組織当たり上限額：100 万円、下限額：30 万円 |
| 申請回数 | 1 商店街等組織としての申請は 2 回まで行うことが可能 |

（出典）経産省関東経済産業局「商店街等の活性化について」より

商店街にぎわい創出事業 宮城県、福島県、栃木県、長野県向け

100万円まで100%（定額）補助

令和元年台風第 19 号による災害によって被害を受けた商店街等が行う、にぎわい創出のためのイベント等の事業に対して補助を行います。



復興イベント・祭り



空き店舗を活用した
チャレンジショップ型のバザー



防災イベント



仮設住宅生活者向け
移動販売



子ども向けのアクティビティ



まちバル・グルメイベント

- 令和元年台風第 19 号による災害によって被害を受けた宮城県、福島県、栃木県、長野県内全域に所在する商店街等が対象
- 既存のイベントでも利用可能
- 2 回まで申請可能
- 事業実施期間は、交付決定日から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで



図 商店街にぎわい創出事業の概要

（出典）中小企業庁「商店街にぎわい創出事業 概要資料」より

【20190257】 商店街災害復旧等事業（商店街復旧事業）

- ・ 台風第 19 号によって被害を受けた地域の商店街等において、商店街等組織が行う、アーケード、共同施設、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧事業に要する経費の一部を県とともに補助することにより、商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的として、商店街復旧事業が実施されている。
- ・ 埼玉県 1 者、長野県 1 者、静岡県 1 者、神奈川県 6 者に対して、交付された。

表 商店街災害復旧等事業（商店街復旧事業）の概要

| | |
|----------|---|
| 交付対象経費 | 令和元年台風第 19 号による災害によって損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、商店街等の商機能、コミュニティ機能に不可欠な施設及び設備の復旧のための事業に要する経費 |
| 対象地域と補助率 | 福島県・長野県：対象経費の 3/4 以内（国 1/2、県 1/4 負担） 埼玉県・東京都・神奈川県・静岡県・山梨県：対象経費の 1/2 以内（国 1/3、都県 1/6 負担） |

（出典）経産省関東経済産業局「商店街等の活性化について」より

